五　近畿厚生局　次に掲げるもの
イ　情報官二人
（削る）
ロ　（略）
六　九州厚生局　情報官二人
（削る）
（削る）
（削る）
（調査総務課の所掌事務）
第七百二十九条　調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　麻薬等並びに医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること（捜査第一課及び捜査第二課又は捜査課、特別捜査課、密輸対策課、国際情報課、情報管理分析課、鑑定課並びに情報官、鑑定官、密輸対策官及び密輸対策・情報官の所掌に属するものを除く。）。
四・五　（略）
第七百二十九条の二　削除
（捜査第一課の所掌事務）
第七百三十条　捜査第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（麻薬及び向精神薬取締法及び医薬品医療機器等法に違反する罪に限る。）の捜査に関すること（特別捜査課の所掌に属するものを除く。）。
二　医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること。
三　（略）
（捜査第二課の所掌事務）
第七百三十一条　捜査第二課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（麻薬及び向精神薬取締法及び医薬品医療機器等法に違反する罪を除く。）の捜査に関する事務（特別捜査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

四　近畿厚生局　次に掲げるもの
イ　情報官一人
ロ　指定薬物専門官一人
ハ　（略）
五　九州厚生局　次に掲げるもの
イ　情報官二人
ロ　密輸対策官二人
ハ　指定薬物専門官一人
（調査総務課の所掌事務）
第七百二十九条　調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
三　麻薬等並びに医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること（捜査企画情報課、捜査第一課及び捜査第二課又は捜査課、特別捜査課、密輸対策課、国際情報課、鑑定課並びに情報官、鑑定官、密輸対策官及び指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）。
四・五　（略）
（捜査企画情報課の所掌事務）
第七百二十九条の二　捜査企画情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）の捜査に関する企画及び調整に関すること。
二　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）に関する情報の収集及び分析に関すること（指定薬物専門官、横浜分室及び神戸分室の所掌に属するものを除く。）。
三　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の捜査（他の機関と共同して行う捜査その他特定のものに限る。）に関すること。
2　近畿厚生局の捜査企画情報課は、前項に規定する事務のほか、第七百三十三条各号に掲げる事務をつかさどる。
（捜査第一課の所掌事務）
第七百三十条　捜査第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（麻薬及び向精神薬取締法及び医薬品医療機器等法に違反する罪に限る。）の捜査に関すること（捜査企画情報課及び特別捜査課の所掌に属するものを除く。）。
二　医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること（指定薬物専門官の所掌に属するものを除く。）。
三　（略）
（捜査第二課の所掌事務）
第七百三十一条　捜査第二課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（麻薬及び向精神薬取締法及び医薬品医療機器等法に違反する罪を除く。）の捜査に関する事務（捜査企画情報課及び特別捜査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。